

那覇市職員厚生会館空調設備更新工事の制限付一般競争入札
(事後審査型)の実施について

次のとおり業務委託に係る制限付一般競争入札を実施する。

那覇市長 城間 幹子



1. 入札に付する事項

(1) 業務名	那覇市職員厚生会館空調設備更新工事
(2) 業種	管工事業
(3) 場所	那覇市おもろまち1丁目1番2号
(4) 履行期間	令和5年3月31日
(5) 落札方式	価格競争落札方式
(6) 業務内容	那覇市職員厚生会館空調設備更新工事
(7) 予定価格	¥***** (理事長決定後に記載する、消費税抜き価格)
(8) 最低制限価格	予定価格の7/10以上で設定し、開札後公表
(9) 技術者単価	令和4年3月労務単価
(10) 本工事に係る設計業務等の受注者	ニライ設備設計株式会社

2. 入札参加資格要件

入札公告日から開札日まで(要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日)の間に、定める資格を全て満たすこと。

(1)	地方自治法施工令第167条の4の規程に該当しない者であること。
(2)	那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
(3)	開札日において管の有効な経営規模等評価結果通知書(経営事項審査)を受けているものであること。
(4)	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
(5)	経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3ヵ月前から開札日までの間に不渡り等が生じていない者であること。)
(6)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど受注者として不適当であると市長が認めるものに該当しないこと。
(7)	那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する資格者名簿に管工事業者として登録されている者であること。
(8)	開札日を基準日として過去1年間に、那覇市工事成績評定要領第8に規定する工事成績評定通知で、管工事の評定点が60点未満でない者であること。 ※上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、(8)の入札参加資格を満たしているものとする。
(9)	令和3・4年度の管の格付けが、B等級(ランク)の者であること。

	<p>※業者格付については、「審査合格通知」、那覇市ページの「令和3・4年度登録業者一覧」でご確認ください。</p>
(10)	<p>入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得第4条第2項の規定に抵触するものではない。</p> <p>ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合 (7) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等という。以下同じ。）と親会社等（同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合 (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3号第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行するものであって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者 (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規程により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。 (7) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
(11)	<p>原則として上記1-(10)に表示する設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者である。</p> <p>ア 資本関係 設計業務の受注者と建設業者の関係が、以下にいずれかに該当する場合 (7) 子会社等と親会社等の関係にある場合 (4) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 設計業務の受注者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。 (7) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p>

	(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 設計業務等の受注社と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合。その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(12)	① 現場代理人は、工事現場に常駐で配置できること。 ② 主任技術者は、次のいずれかの資格を有する者を開札日において配置できること。 ・ 1 級管工事施工管理技士 ・ 2 級管工事施工管理技士 ③ 現場代理人は、主任技術者（管理技術者）を兼ねることができる。 ④ 現場代理人及び主任技術者（管理技術者）は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。開札日以前に3ヵ月以上の雇用関係があることをいう。
(13)	那覇市に本店がある者であること。

3. 設計図書、質問、回答

設計図書等	別添参照
質問期間及び方法	質問期間：令和4年10月19日(水)午前9時～令和4年10月25日(火)正午迄 「質問書」はFAX又は電子メールで提出すること。 ※質問書は、別添をダウンロードして使用すること。 提出先：那覇市職員厚生会 新垣 豊 FAX 番号：098-866-8719、メールアドレス：s-kouseikai001@city.naha.lg.jp
回答及び方法	回答：令和4年10月28日(木)午後3時00分迄に掲載する。 ※質問に対する回答が整い次第、その都度那覇市ホームページに掲載する。

4. 入札の方法

入札方法	紙入札による入札 ※別添「那覇市工事請負等制限付一般競争入札心得」参照 ・ 入札執行回数は最大3回。※事前に入札書への押印等準備すること。 ・ 代理人が入札に参加する場合、委任者の登録印が押された委任状が必要。
入札時の添付書類	工事費内訳書（那覇市指定様式）に内訳金額を記載の上、入札書と合わせ入札すること。
入札開札の日時及び場所	入札及び開札：令和4年10月31日（月）午前11時00分 ※全ての入札参加者が応札後、すぐに開札を行います。 場所：那覇市おもろまち1丁目1番2号 上下水道局庁舎B棟3階 那覇市職員厚生会館多目的ホール
落札の保留	開札後、入札参加資格審査を行うため落札保留とする。

5. 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

提出期限	令和4年11月2日（水）正午
提出方法	那覇市職員厚生会まで持参すること
提出書類	(1) 入札参加資格申請書 (2) 最新の経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）の写し (3) 建設業許可証明書又は建設業の許可について（通知）の写し (4) 配置予定技術者 (5) 配置予定技術者の手持工事の状況 (6) 企業の手持工事の状況 (7) 資本・人的関係等のある者の同一入札への参加制限に関する誓約書 ※資格審査書類の一式は、落札候補者のみが提出する。

6. 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

開札後、資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。 落札決定予定日：令和4年11月7日（月）
--

7. 入札保証金、契約保証金、支払条件に関する事項

入札保証金	免除する
契約保証金	契約金額の100分の10

前金払	適用する。契約金額の10分の4以内とする。ただし、中間前金払制度適用（請負金額が1,000万円以上かつ工期が120日以上工事）の場合は、中間前払金は契約金額の10分の2以内とし、前払金の合計額は契約金額の10分の6以内とする。なお、部分払の支払いを受けた後は、中間前金払の請求はできない。
部分払	適用しない

8. 誓約書同意書の提出に関する事項

那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に準じて、下請負契約を締結する全ての下請負業者は、当該下請負契約を直接に発注した相手方に、自身（自社）は暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書兼同意書」の提出が必要となるので、落札者は本案件に関し、下請負契約を締結する際には当該「誓約書兼同意書」を必ず提出させなければならない。また、当該1次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。

※全ての下請負業者には、一人親方、日雇労働者を含む。

※落札者は、契約締結前までに、「誓約書兼同意書」（元受用）を那覇市職員厚生会まで提出しなければならない。

9. その他

○上下水道局駐車場ご利用の場合、駐車券無料（1業者1台限り）。

○台風等により路線バスが運行停止となる場合で、入札2時間前までに運行開始とならない場合は、入札開札日を延期します。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載。

10. 問い合わせ先

那覇市職員厚生会 担当 新垣 豊
 TEL 098-867-7423 FAX 098-866-8719
 メールアドレス s-kouseikai001@city.naha.lg.jp